

ICT を活用した家庭学習用タブレット導入に係る
オンライン学習サービス利用許諾契約に関する仕様書

令和2年5月

古賀市教育委員会

ICT を活用した家庭学習用タブレット導入に係る オンライン学習サービス利用許諾契約に関する仕様書

1 導入目的

ICT を活用した生徒の学習機会を確保し、一人一人の能力や適性に応じて個別最適化された学びを実現するために、生徒が学校及び各家庭で利用可能なオンライン学習を実現し、一人一人の能力や適性に応じて個別最適化された学びを提供することを目的とする。

2 使用期間

契約日から令和3年3月31日まで

3 使用者とライセンス数

使用者は、以下の学習者と評価者とし、各権限の個人ライセンスIDを発行することにより、オンライン上でサービスを使用できるものとする。

なお、評価者のライセンスは、無償で提供するものとする。

カテゴリ	概要	ライセンス数
学習者	古賀市立中学校に在籍する3年生の生徒のうち、当該学校の学校長が必要と認めたもの	540ライセンス
評価者	学習者の在籍する学校の教員等	—

4 使用環境

別途提案する端末で運用するものとする。

5 内容（オンライン学習サービスに求める要件等）

*以下のとおりとして、評価基準項目を満たす根拠となる資料を別に添えること。

- (1) 学習指導要領に準拠した学習教材を提供できること。
- (2) 上記3に掲げる学習者を対象とする国語、数学、英語、理科及び社会等の教材を提供できること。
- (3) 自学自習の補助として、動画による説明等、ICTを十分に活用した学習支援が行えるシステムであること。
- (4) 評価者が学習者の学習履歴について容易に把握できること。
- (5) 評価者から学習者に対して、宿題配信等の働き掛けを実施できること。
- (6) Windows8.1以降、iOS10.0以降、iOS11以上、Android8.0以上のいずれのOSで

も正常に稼働すること。

- (7) アプリをインストールしなくてもブラウザ上で利用できること。ただし、アプリの提供を妨げるものではない。
- (8) 学習教材をダウンロードでき、オフラインでも学習できるようなシステムであること。
- (9) Internet Explorer、Microsoft Edge、Safari、Google Chrome、Firefox 及び Mobile Safari のいずれのブラウザでも正常に稼働すること。
- (10) 情報セキュリティが確保されていること。

6 使用状況の報告

受注者は、毎月システムの利用状況を集約し、担当課に報告すること。

7 情報セキュリティ管理・情報セキュリティ事故発生時の対応

受注者は、本業務の実施にあたり情報セキュリティ管理に万全を期すこと。また、情報セキュリティ事故が発生した場合は、速やかに事故の原因・影響を特定するとともに、その内容及び対応について担当課宛て報告を行うこと。ただし、サービス提供の一時停止等、情報の機密性・完全性に影響がなく、可用性への影響が軽微な情報セキュリティ事故は報告の対象外とする。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、関係法令を順守すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、知り得た本市情報機器の管理情報、使用者及び関係者の個人情報等について、無断で第三者に遺漏しないこと。
- (3) 本業務で知り得た使用者及び関係者の個人情報等を、本業務以外には使用しないこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて受注者と担当課で協議して定めるものとする。